新居浜市議会基本条例 解説

目次

前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則等(第2条-第8条)
- 第3章 市民との関係(第9条―第12条)
- 第4章 市長等との関係(第13条・第14条)
- 第5章 議案等の審査及び調査(第15条・第16条)
- 第6章 議会改革(第17条)
- 第7章 議会の体制整備(第18条―第20条)
- 第8章 補則(第21条・第22条)

附則

新居浜市議会は、開かれた議会を目指し様々な議会改革に取り組んできたところである。本市 議会は、時代の変化に応じた議会運営や議会の機能強化を更に進めていく必要がある。

平成12年のいわゆる地方分権一括法や平成19年の地方分権改革推進法の施行などにより、国と地方の役割分担が明確にされ、地方公共団体の自己決定権と責任の範囲が拡大されるなどその権限が強化されることに伴い、議会の担うべき役割や責任もこれまで以上に重要なものとなってきている。

また、二元代表制の下、議会は、執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能及び 監視機能を発揮するとともに、政策形成機能を高め、その役割と責任を十分に果たしていくこと が求められている。

新居浜市議会は、市民から選ばれた代表としてその責任を自覚し、市民の負託に全力で応えていくことを決意し、ここに最高規範である議会基本条例を制定する。

【解説】

地方議会のあるべき姿と新居浜市議会の現状を踏まえ、新居浜市議会がこの条例を制定する理由、決意を表明しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と市長の二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則など議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会の議員と市長は市民の直接選挙で選ばれ、ともに市民を代表している。この二元代表制のもとで、議会の役割を明確にし、議会や議員の活動原則など議会に関する基本的な事項を定め、それに基づいた活動を行っていくことにより、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

- 第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民を代表する議決機関として、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
 - (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に適切に反映すること。
 - (3) 自由かったつな議論を尽くし、論点や課題を明確にし、意見の集約に努めること。
 - (4) 市民本位の立場を重視し、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
 - (5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努め、分かりやすい視点、方法で行うこと。
 - (6) 市民に信頼される議会改革に努めるとともに、この条例に規定するもののほか、別に定める新居浜市議会会議規則(昭和42年議会規則第1号)、申合せ等を継続的に見直すこと。

【解説】

本条では、議会の責務を果たしていくために、その活動上必要となる原則について規定しています。

議会は、予算や条例制定など、市の重要案件に対する意思決定機関としての役割と市長等の 行政運営を監視する役割を果たすために、公正、透明性をもって活動することを規定していま す。また、新居浜市議会では、これまでも議会運営委員会や特別委員会等で様々な検討や改革 を行ってきました。今後も、市民要望、時代の要請等を踏まえ、議論、提言を行うことにより、 幅広い見地からより良い議会を目指します。

(議員の活動原則)

- 第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
 - (1) 市民の代表として、広く市政に関する市民意思の把握に努めること。
 - (2) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の討議を重んじること。
 - (3) 自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい 活動をすること。
 - (4) 議会活動を円滑に行うに当たり、会派を結成することができる。この場合において、会派 は理念、政策等を共有する議員で構成し、政策立案、政策提言等に関し必要に応じて会派間 の合意形成に努めること。

【解説】

本条では、議員個々の責務を果たしていくために、その活動上必要となる原則について規定 しています。

議員は、市民により選ばれた代表であることを自覚し、市民意見の把握、議員間の議論、不断の研さん及び市民全体の代表者として活動することを規定しています。また、現在の委員会制度を中心に運営される議会では、理念、政策等を共有する集団として構成された会派間の議論が円滑な議会運営につながることから、新居浜市議会においても議員集団を結成して活動できることを定めています。各会派は、政策立案や政策提言等に関して、必要に応じて会派間の合意形成に努めることを規定しています。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の代表として高い倫理観を持ち、品位を保持しなければならない。

【解説】

議員は市民の代表であり、意思決定機関である議会の構成員として自らの役割を自覚し、その人格と倫理の向上に努め、品位を保持することを規定しています。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会の代表者として、中立公正な立場で、民主的かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

【解説】

議長は、議会における活動を主宰し、対外的には議会を代表している。議長には、各種の権限が与えられていることから、議会の代表者として、中立公正な立場で職務を行い、民主的で円滑な議会運営に努めることを規定しています。

(議決責任)

第6条 議会は、議案等を議決し、承認し、又は同意することにより、自治体としての意思又は 政策を決定したときは、市民の求めに対して説明する責務を有するものとする。

【解説】

議会の議決等により、市政の方向性が決定されることについて、責任を深く自覚し、市民に 対して説明責任を果たすことを規定しています。

(政策立案及び政策提言)

第7条 議会は、政策立案機能の強化に努め、条例の制定、議案の修正及び決議等の政策提案を 行うとともに、市長に対し政策提言を行うものとする。

【解説】

議会は、政策立案機能の強化を図り、議会の意思としての政策提案、政策提言を積極的に行うことを定めています。

(政務活動費)

第8条 会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して説明責任を負うものとする。

【解説】

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されている政務活動 費の透明性を確保するため、収支報告書を作成、保存し、その使途を明らかにすることについ て規定しています。

第3章 市民との関係

(市民との関係)

第9条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たし、その負託に応えるものとする。

【解説】

議会は、市の予算や条例の制定、改廃など、市民の生活に密着した事柄を取り扱います。そのため、議会活動に関する情報を積極的に公表し、また、説明責任を果たしていくことを規定しています。

(情報の公開)

- 第10条 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「本会議等」 という。)を原則として公開する。
- 2 議会は、新居浜市情報公開条例(平成19年条例第23号)との整合を図りつつ、議会活動 に関する資料を原則として公開する。

【解説】

議会が開催する各種会議(本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会)は、 原則公開とし、市民の傍聴を促進する積極的な取り組みを進めます。

(広報活動の充実)

第11条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう、多様な広報手段を活用し、 議会活動の周知に努めるものとする。

【解説】

ケーブルテレビやインターネット等による様々な広報手段を活用することにより、多くの市 民が議会や市政に対して関心を持つよう、議会活動の広報に努めることを規定しています。 (市民との意見交換)

- **第12条** 議会は、政策形成に市民の意見を反映させるため、市民との意見交換の場を設けるものとする。
- 2 市民との意見交換の場に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

議会自らが地域に出向き、市政に関する情報や議会活動を報告し、併せて市民の意見を聞く ことで市政発展への参考にいたします。

第4章 市長等との関係

(市長等との関係)

- **第13条** 議会は、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との間において、それぞれの特性を生かし、次に掲げるところにより対等かつ緊張ある関係の保持に努めるものとする。
 - (1) 本会議における一般質問については、論点、争点を明確にするため、一問一答式で行うことができる。
 - (2) 市長等は、本会議等における議員の質疑及び質問に対して反問することができる。
 - (3) 議員は、法令、条例及び規則で定めるものを除き、市長その他の執行機関に属する審議会等の委員に就任しない。

【解説】

議会は、市長等執行機関との対等かつ緊張感ある関係を保持するため、以下のことについて 規定しています。

本会議における一般質問は、論点や争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができることを規定しています。また、市長等は、議長または当該委員会の委員長の許可により、質問及び質疑をした議員に対して質問することができることを規定しています。

市長等執行機関を監視する役割を果たすために、政策や計画等を策定するための審議会、協議会について、法令や条例、規則で定められているものを除き、審議会等の委員には就任しないことを規定しています。

(資料の提出要求)

第14条 議会は、本会議等における討議に資するため、市長等に対し、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとする。

【解説】

議会は、市長等執行機関が行う事務に対して、監視機能や調査機能を果たしていくために、 本会議や委員会の審議、調査においては、市長等執行機関が有する各種事務事業に関する資料 を、本会議の議決により求めることができることを規定しています。

第5章 議案等の審査及び調査

(専門的知見の活用)

第15条 議会は、議案等の審査及び本市の事務に関する調査のため、必要に応じて地方自治法 (昭和22年法律第67号)第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事 項に係る調査を活用し、討議に反映させるものとする。

【解説】

議会における議案や請願、陳情の審査や執行機関が行う事務に対して、学識経験者等の専門 的な知識を有する人に調査を依頼し、その結果を踏まえて議案等の審査や事務に関する調査に 反映させることを規定しています。

(委員会の活動)

- **第16条** 委員会は、議案等の審査及び本市の事務に関する調査の充実を図り、その設置目的に 沿った活動を行うものとする。
- 2 委員会は、議会の閉会中においても積極的な活動を行うものとする。

【解説】

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議会閉会中も委員会を開催するなど、 積極的に活動することを規定しています。

第6章 議会改革

(議会改革の推進)

第17条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

【解説】

社会環境や経済情勢等の時代の変化に対応するため、絶えず議会運営の見直しを行い、議会改革に取り組むことを規定しています。

第7章 議会の体制整備

(議員研修)

第18条 議会は、議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化 を図るものとする。

【解説】

議員の政策立案能力等向上のため、議員研修を充実強化するよう努めることを規定しています。

(議会事務局)

第19条 議会は、議会及び議員の政策立案及び政策提言に関する機能を高めるため、議会事務 局の機能の強化に努めるものとする。

【解説】

議会及び議員の政策立案、政策提言を支援するため、議会事務局の調査機能や法務機能の強 化を図るよう努めることを規定しています。 (議会図書室)

- 第20条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。
- 2 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

【解説】

議員の調査研究のため、議会図書室を設置しています。議会図書室は、誰もが利用できる開かれた図書室とし、その充実に努めることを規定しています。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第21条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

【解説】

新居浜市議会における基本的事項を定めたこの条例と、議会に関する他の条例、規則等と整合を図ることを規定しています。また、この条例と整合しない条例、規則等を定めたり、改正することはできません。

(条例の見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを不断に検証し、必要があると認める場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条例の目的が達成されているか、議会運営委員会等で絶えず検証し、検証の結果、改正等の必要がある場合には条例改正等の適切な措置を講じることを規定しています。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。